

国立大学法人長崎大学と学校法人昌平黌 東日本国際大学・いわき短期大学との
連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と学校法人昌平黌 東日本国際大学・いわき短期大学（以下「乙」という。）は、東京電力福島第一原子力発電所事故後の復興を加速させるために、教育・研究分野における緊密な連携・協力関係を構築することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、両大学の理念、特色を基盤に、教育、研究分野で連携し、両大学の一層の発展を目指す。とりわけ、放射線の健康や社会に与える影響に関わる創造的・先駆的な教育研究拠点の形成を協力して推進し、人間力養成に資することにより、こころの復興を目指し、我が国及び双方の大学が位置する地域の発展と人材の養成に寄与するものとする。

（連携協力）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力するものとする。

- (1) 学部・学類及び大学院の教育研究に関する事項
- (2) 学術研究に関する事項
- (3) 教職員の相互交流に関する事項
- (4) 地域社会及び国内外の教育研究機関との連携に関する事項
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

2 前項の各事項に関する具体的な案件及び協力内容は、甲・乙において個別に協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力により相手方から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、相手方の事前の承諾を得ず第三者に開示若しくは漏洩し、又は第1条に定める目的以外で利用してはならない。ただし、次に掲げる情報は、除外するものとする。

(1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの又は相手方からの提供を受けた後に、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの

(2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は相手方から提供を受けた後に当該情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの

(3) 相手方から提供を受けた情報によらず独自に開発したもの

(4) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、前条の連携協力に係る情報の内容について、相手方の事前の承諾なく第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

3 甲及び乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了又は第6条第1項に定める解除により効力を失った後も、前2項による秘密保持の義務を負うものとする。

（資料の返還等）

第4条 甲及び乙は、相手方から提供された資料の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された資料の複製物及び提供された情報に基づいて作成された資料等については、破棄その他の方法により再利用ができないように処分しなければならない。

2 甲及び乙は、相手方から提供を受けた日から5年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく資料を廃棄することができるものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結日から平成34年3月31日までとする。ただし、甲及び乙は、協議の上、本協定を5年間更新することができるものとし、その後も同様とする。

（協定の解除）

第6条 甲又は乙は、相手方に対して2か月前までに書面による通知をなすことにより、相手方に対して何ら責任を負うことなく本協定を解除することができるものとする。

2 前項の場合において、甲及び乙は、実施中である個別案件の取り扱いについて別途協議するものとする。

（協議解決）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の運用にあたり疑義が生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 住 所 長崎県長崎市文教町1番14号
法人名 国立大学法人長崎大学
学長

片 峰 茂

乙 住 所 福島県いわき市平鎌田字寿金沢37
法人名 学校法人昌平黌
理事長

紅 ツ 法 司